明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部を改正する省令（経済産業六六）　一

〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務三九四）　二
○パプアニューギニア独立国におけるブーゲンビル住民投票支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（外務三五八）　三
○農薬を登録した件（農林水産二五八七～二五八九）　四
○農薬を再登録した件（同二五九〇）　七
○農薬の登録が失効した件（同二五九一）　七
○都市計画に関する件（関東地方整備局二五五）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局八七～九一）　八
○浄化槽の型式を認定した件（近畿地方整備局一六一）　一〇
○都市計画に関する件（北海道開発局一七一）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　一二
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一二
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示四）　一二

〔公告〕
諸事項
官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
企業年金基金変更・清算結了・清算人退任関係　一三
会社その他
会社その他　一九

省令

○経済産業省令第六十六号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月二十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部を改正する省令

関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成十八年経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一表

改正後	改正前
（経済産業大臣に意見を求める事項） **第一条**　関税法（昭和二十九年法律第六十一号。以下「法」という。）第六十九条の四第一項（法第七十五条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第六十九条の十三第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　［略］ 四　申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段（不正競争防止法第二条第七項に規定する技術的制限手段をいう。以下同じ。）が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラム（同条第八項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）の実行若しくは情報（同条第一項第十一号に規定する情報をいう。以下同じ。）の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること。 五　申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために営業上用いているものであること。 六　［略］	（経済産業大臣に意見を求める事項） **第一条**　関税法（昭和二十九年法律第六十一号。以下「法」という。）第六十九条の四第一項（法第七十五条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第六十九条の十三第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　［略］ 四　申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段（不正競争防止法第二条第七項に規定する技術的制限手段をいう。以下同じ。）が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラム（同条第八項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）の実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること。 五　申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いているものであること。 六　［略］